

第 1028 回 高知市教育委員会 11 月定例会 議事録

1 開催日 平成 20 年 11 月 28 日(金)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 54 号 平成 20 年 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

- 平成 20 年度一般会計予算 12 月補正予算について
- 高知市立市民図書館条例の一部改正について
- 高知市立公民館条例の一部改正について
- 高知市総合運動場条例の一部改正について
- 高知市東部総合運動場管理条例の一部改正について
- 高知市文化プラザ条例の一部改正について
- 高知市立自由民権記念館条例の一部改正について
- 高知市山嶽社資料館条例の一部改正について
- 高知市筆山文化会館条例の一部改正について
- 高知市三里文化会館条例の一部改正について
- 高知市青年センター条例の一部改正について
- 高知市寺田寅彦記念館条例の一部改正について
- 高知市大川筋武家屋敷資料館条例の一部改正について
- 高知市城ノ平運動公園条例の一部改正について
- 高知市土佐山西川複合集会所条例の一部改正について
- 高知市土佐山運動広場条例の一部改正について
- 高知市針木運動公園条例の一部改正について
- 高知市文化プラザ指定管理者の指定について

4 報告

「高知市立潮江東小学校給食調理業務委託事業」の優先交渉権者の決定について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舩 田 郁 男
	参事（市民図書館長）	千 浦 孝 雄
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	佐々木 正 彦
	生涯学習課長	大 崎 徹 三
	青少年課長	山 川 瑞 代
	自由民権記念館長	西 田 幸 人
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	生涯学習課長課長補佐	矢 生 佳 子
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

第 1028 回 高知市教育委員会 11 月定例会 議事録

1 平成 20 年 11 月 28 日(金) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 45 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1028 回高知市教育委員会 11 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は松原教育長さん、お願いいたします。

それでは、日程第 2 市教委第 54 号「平成 20 年 12 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」です。事務局から一括して説明をいただいた後、それぞれの内容について質疑を行いたいと思います。事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。

12 月市議会定例会に提出する予算議案と予算外議案 18 件について概略をご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧くださいと思います。まず予算議案の平成 20 年度一般会計予算の 12 月補正予算について説明いたします。別紙資料の「平成 20 年 11 月定例教育委員会資料」という A 4 の 3 枚綴りの資料をご覧くださいと思います。

平成 20 年 12 月定例市議会提出議案一覧(教育委員会所管分)の 1 の予算議案のところをご覧くださいと思います。提出予定の補正の内容は 12 件ございます。

まず、1 の小学校緊急耐震補強整備事業費として補正額 2 億 7,748 万円。内容は国の 20 年度補正予算による有利な補助制度を活用するため、三里小学校南舎、長浜小学校北舎、五台山小学校西舎の耐震補強整備事業を 20 年度に前倒して実施するものでございます。

次に 2 の中学校緊急耐震補強整備事業費で補正額 5,785 万円。内容はこれも国の 20 年度補正予算による有利な補助制度を活用するため、西部中学校北西舎の耐震補強整備事業を 20 年度に前倒して実施するものでございます。

次に 3 の初月小学校改築事業費で補正額 6,000 万円。内容はこれも国の補正予算による有利な補助制度を活用するため、初月小学校北東舎の改築事業で、20 年度から 22 年度の 3 か年の継続事業でありますが 21 年度に予定していたものを 20 年度に前倒して実施するものでございます。

次に 4 の私立幼稚園就園奨励費ですが、補正額 183 万円。内容は、国の幼稚園にかかります補助単価が、当初見込み以上に上昇したことから、当該補助単価を準用しております就園奨励費の支給単価も上昇することとなり、予算に不足が生じる見込みとなったものでございます。

5 の小学校学校管理費ですが、補正額は 1,568 万 7,000 円。内容は、この夏の猛暑の影響等によりまして水道料と電気料の予算に不足が生じる見込みとなったものでございます。

6 の小学校給食事業費ですが、補正額は 683 万 1,000 円。内容は、原油価格の高騰に伴いましてガス料金が著しく上昇し、予算に不足が生じる見込みとなったものでございます。

次に 7 の小学校要保護・準要保護児童対策費ですが、補正額は 1,352 万 9,000 円。内容は、就学援助費ですが、依然と続く厳しい経済状況によりまして、保護者の所得は低水準のまま推移し、雇用状況も低迷する中、就学援助の申請者数や支給率が当初見込みを大きく上回って、予算に不足が生じる見込みとなったものでございます。

8 の中学校管理費ですが、補正額 307 万 8,000 円。内容は小学校と同じく電気料の予算に不足を生じる見込みとなったものでございます。

次に 9 の中学校要保護・準要保護生徒対策費ですが、補正額 2,033 万円。内容は小学校と同じく

就学援助費について、申請者数が当初の見込みを大きく上回り、予算に不足を生じる見込みとなったものでございます。

次ページの10の放課後児童指導員報酬ですが、補正額は1,212万円。内容は、放課後児童クラブの国庫補助基準が改正され、開設日数が250日以上と定められたことを受けまして、これに対応するため指導員勤務日数が増となりましたことと、指導員の年間雇用人員が児童数の増加によりまして、3名増となりましたことから指導員の報酬を増額するものでございます。

11の放課後児童健全育成事業管理運営費ですが、補正額は1,721万9,000円。内容は、先ほど申しました児童数の増加に対応するため必要となった臨時指導員3名、待機児童解消の対策として新たに開設した分室に配置した臨時指導員8名の雇用に伴い必要となりました報償費に加えて、これらの臨時指導員の報償費、常勤の指導員の報酬の増等に伴う社会保険料が増加したことによりまして、予算に不足が生じる見込みとなったものでございます。

次に12の繰越明許費の設定ですが、小・中学校緊急耐震補強整備事業の2件、3億3,533万円でございます。先ほど説明いたしました小・中学校の耐震補強工事は年度内に支出が完了しない見込みですので、地方自治法213条の規定によりまして、繰越明許費の設定を行うものでございます。

予算議案の説明は以上でございます。

続きまして、予算以外の議案18件について説明いたします。

議案書のほうに戻っていただきまして、4ページをご覧くださいと思います。

4ページに記載しております、市民図書館条例をはじめとします16の条例の改正でございます。この改正は、財政再建推進プランに基づく収支改善策としまして、全庁的に各施設の使用料等の見直しを行うものでございます。

4ページに続きまして、5ページをご覧くださいと思います。

ここに使用料の改定の趣旨等を記載させていただいていますが、まず改定の趣旨でございます。施設使用料については、平成12年4月に3.9パーセントアップの改正をした以後はずっと据え置いてまいりました。しかしながら本市は危機的な財政状況にあり、多額の財源が不足すると見込まれておりますことから、この財政再建推進プランに基づく収支改善策として全庁的に使用料等の見直しを行うこととなったものでございます。

次に改定内容ですが、施設使用料の改定率は15.8パーセント。ただし、備品・付属設備使用料と観覧料は据え置くという内容でございます。

次に全庁的な改定率の考え方でございますけれど、公民館等貸室のある施設や体育館を中心とした全庁的な45施設を対象に、使用料収入と管理経費から受益者負担率を積算しましたところ、個別に見直しを行います3施設 そこに書いてある3施設や経費に占める使用料の割合が一定以上の斎場、桂浜公園駐車場を除きまして受益者負担率は25.3パーセントでございました。

今回の見直しに当たりまして、受益者負担率を3分の1まで引き上げたいとの考えでございましたけれど、現状の25.3パーセントから3分の1へ引き上げた場合には、31.6パーセントの増という改定率となります。急激な上昇となるため、次回の全庁的な見直しの際に3分の1までの引き上げを検討することとして、今回はその半分の15.8パーセントを施設使用料の改定率とするものでございます。施行日ですけれど、来年の4月1日を予定しております。

なお具体的な各施設の使用料の改定一覧を、別冊にまとめたものをお手元にお配りしておりますのでまたご覧いただきたいと思っております。

個別に見ますと、額がだいぶ上がっているという印象を受けるかとは思っておりますが、今回の改定は本市の財政状況から全庁的に見直したものでありまして、その点をなにとぞご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、また、議案書の4ページにお戻りいただきたいと思っております。

この使用料の改定にあわせまして、次の条例については所要の改正も行っております。

まず、高知市立市民図書館条例につきましては、江ノロ市民図書館の新しくできます江ノロコミュニティセンターの建物への移転に伴います変更ですとか、図書館法の改正に伴う規定の整備も行っており

ます。

次に、高知市立公民館条例につきましては、新たに江ノロコミュニティセンターが設置されることに伴う規定の整備を行うこととしております。

高知市運動場条例と東部総合運動場管理条例につきましては、指定管理者の権限に関する規定の整備を行うこととしております。

なお高知市立学校設置条例の一部改正についても12月議会に提出予定でございますけれども、今日6日の臨時の教育委員会におきまして審議をいただきましたので、今日は説明を省略させていただきます。

なお、説明してまいりました条例の改正議案の姿についてまとめたものをお手元に配布させていただいておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

続きまして議案書の6ページをご覧ください。

高知市文化プラザと高知市立中央公民館の指定管理者の指定に関する議案についてでございます。

平成21年4月から指定する高知市文化プラザと高知市立中央公民館の新たな指定管理者について、地方自治法に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

平成21年4月からの指定管理者につきましては、公募により5団体応募がありましたが、高知市指定管理者審査委員会で審査を行い、高知市文化プラザ共同企業体を指定候補者として選定いたしました。評点は審査員6人で、1,200点満点で870点でございました。指定期間は21年度から23年度の3か年でございます。

別紙資料参照と書いておりますが、先ほどの改正議案を取りまとめた資料の34ページに、指定管理者の指定に関する議案を付けておりますのでご覧いただければと存じます。

指定する団体としましては、高知市大津甲651番地の高知市文化プラザ共同企業体で、指定期間は平成21年4月1日から24年3月31日までと記載させていただいておりますが、これが指定に関する議案でございます。

このほかに総務部が立案します議案の中に、今日はお配りしておりませんが、21年4月から非常勤特別職の自由民権記念館長を設置することとしております、報酬並びに費用弁償条例の改正議案がございますことをあわせて報告させていただきます。

予算議案と予算外議案の内容の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

溝渕委員

順番が最後からになります。高知市文化プラザと高知市立中央公民館の指定管理者の共同企業体とはどういう企業体なのか、ご説明がありましたか。

生涯学習課長

共同企業体の構成団体は4社になっております。代表企業は、株式会社四国舞台テレビ照明、後の3社ですが、高松市の四電ビジネス株式会社、東京の三菱電機ビルテクノサービス株式会社、同じく東京の株式会社シアターワークショップ以上4社です。

溝渕委員

予算議案のご説明で、例えば(5)とか(6)の水道料や電気料が予算に不足が出る見込みだとかいう記載があるのですが、猛暑で前年よりも使用量が何パーセント増加したのか他の書類に出ているのですか。

学事課長

皆様方にお配りしている中には出ておりません。小学校で申し上げますと、電気で大体743万円ほど、水道986万円ほど足りなくなる見込みでございます。中学校では、307万円ほど足りなくなる見込みです。補正前は、小学校であれば、電気1億2,770万円が、見通しとして1億3,500万円ほどになります。水道が1億4,940万円のところ、1億5,920万円ほどになります。中学校のほうは、電気料については、5,500万円を予定していたものが、5,800万円ほどになります。

溝渕委員

使用量が増えたのか、単価が上がったのか、それとも両方ですか。

学事課長

すべて使用量の増加です。特に電気につきましては、梅雨明けが早かったため、学校にはいくらかクーラーが入っていますが、その後のクーラーの使用が増えたためと想定されます。記憶では7月が例年より1.5℃高かったような状況で、夏日が49日続いたためだと思います。

水道量については、暑かったためオーバーフローさせて、緑の苔が生えるのを防ぎました。水温が上がるとどうしても、苔が生えやすくなりますので、学校のほうは少しずつ流していた状況です。それと、7月は、降水量が例年の13パーセントだった。それで、運動場に撒いたようなことが想定されます。

溝渕委員

9番の要保護制度のことですけれども、当初の見込みを上回りとありますが、何名予定していたのが何名になってしまったのかお分かりになってますでしょうか。

学事課長

小学校のほうでは、予算の見積りでは4,420名だったのが、最終的には4,526名程度になると見込んでいます。中学校では、1,839名と見積りしておりましたが、最終的には2,219名ほどになるだろうと予想しております。

溝渕委員

4番の就園奨励費というのは何ですか。

学事課長

就園奨励費というのは、私立幼稚園に通わせている保護者の経済的負担を少しでも少なくするというので、幼稚園を通して保護者のほうに支給するものでございます。これは、税額によって支給額が変わってきます。そのような制度でございます。

最終的には年度末に、幼稚園を通して各家庭に届くことになっています。

澤田委員長

よろしいでしょうか。それでは、ただ今委員の皆さんから出されましたご意見ですが、教育委員会として市長に申し上げることについてはいかがでしょうか。

特になければお諮りいたします。市教委第54号「平成20年12月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、教育委員会からは「特段の意見はなし」として決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第54号は、原案のとおり決しました。

では、続きまして、報告事項です。

高知市立潮江東小学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について、事務局の説明を求めます。

学事課長

学事課長の佐々木でございます

お手元の、「高知市立潮江東小学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について」という資料を、ご覧いただきたいと思っております。

前回の教育委員会でも説明しておりますので、それ以降の動きにつきまして、まず説明させてもらいたいと思っております。

2の経過の中ほどに、この委託事業に参加したいという業者からの応募書類の受付を、10月28日から11月4日まで行いました。応募した業者は、県外3社、県内1社、合計4社でした。応募業者の書類を11月10日まで、事務局で資格審査及び第1次審査を実施しまして、4社ともに審査を通過しました。そして11月10日に第2回高知市学校給食調理業務民間業者選定委員会を開催し、学校の調理室を見学していただき、試食等も行いました。

その後、事務局で行った第1次審査の結果を説明いたしまして、第2次審査に向けて各業者から提出

のあった応募書類を各委員に配布いたしました。かなり膨大な量の書類です。

さらに11月25日に第2次審査ということで、応募のありました4社からのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施しました。詳しいことは、後ほど申し上げますが、委員それぞれが9項目の選定基準の採点を行いまして、その選定結果を選定委員会設置要項第2条に基づき、教育長が報告を受けまして、優先交渉権者として決定いたしました。

そして11月26日には、審査結果及び優先交渉権者の決定について、総務課の方から教育委員の皆様へ報告いたしました。そして昨日には、教育長から市長に報告し、同時に高知市のホームページで公開いたしました。議員さん及びマスコミに資料を配布した次第です。

公表したホームページのものが2枚目以降になります。これにつきまして説明させてもらいたと思います。

まず経過につきましては、先ほど申しましたので割愛いたします。

これまで公表しておりませんでした委員の名簿が、2番にございます。高知大学大学院准教授で高知県栄養士会の会長でもあります久保田先生を委員長といたしまして、副委員長には、すでに民間委託を実施いたしております高知医療センター栄養局次長の渡辺委員さん、以下そこにありますような県の健康福祉部食品衛生課長の矢野委員さんは衛生管理、次の山本委員は、中小企業診断士ということで各企業の財務内容等を審査する立場となります。それから栄養士で、県のスポーツ健康教育課指導主事であります小松委員、PTA連合会会長の橋本委員、校長会代表の前田委員、当該潮江東小学校校長の小笠原委員、以下、田辺委員、池上委員、手嶋委員の3人が東小学校の保護者代表ということであります。前教育長が保護者代表を入れると約束していたのでこの3名を加えたところであります。

委託期間につきましては、平成21年4月1日から23年3月31日まで2年間を予定しております。

各委員の総合点で決まった業者が、そこにありますメフォスという会社です。所在地は東京都千代田区となっておりますが、資料の最後のページを見ていただくと中国四国事業部を愛媛県の西条市においております。ですから、何かあった場合には短時間に来られるような会社になろうかと思っております。事業を大きく展開している会社でございまして、事業所数2,101事業所と会社概要には載っておりますが、そのメフォスに決定いたしました。

先ほど4業者と説明いたしましたが、応募状況に4業者名を記しております。株式会社メフォス、東京の大新東ヒューマンサービス株式会社、大阪の株式会社魚国総本社、高知市の株式会社高南メディカルの4社でございます。

6の選定方法は先ほど説明しましたので割愛いたしますが、採点の項目、配点を記しております。1の学校給食に対する基本的な考え方が10点、2のサービス向上などの提案が20点、3の業務実施体制が30点、4の業務の円滑な運営が20点、5の危機管理が20点、6の衛生管理が30点、7の調理従事者等に対する教育・研修が10点、8の会社の経営状況・業務実績が20点、9の見積額が40点ということで、各委員が200点を満点で採点した結果が、その下の表でございます。

選定の理由ですけれども、3つほど特にこのメフォスが評価が高かったようです。まず、一つは、円滑な業務遂行や危機管理における連携体制の構築、二つ目に学校事業への積極的な協力姿勢が見られる点、三つ目に徹底した衛生管理などが優れており、結果的に質の高い給食の提供が期待されるということで審査員のこのような考え方になったのだと思います。

保護者の皆様方からは、衛生管理についてを一番懸念しておりましたが、衛生管理につきましてもやはりメフォスは一番高い点を獲得しておりました。

今後ですが、これに基づきまして細部を詰めて、12月中にメフォスと契約を締結する方向でありまして、メフォスはそれを受けて4月に向けて、従業員の募集そして研修等で準備を万全にしていく予定でございます。以上です。

澤田委員長

この件に関して、質疑等はございませんか。

溝淵委員

見積額の欄ですが、C社が389点で一番高い得点ということは、一番安かったということですね。

メフォスは314点で一番安い見積額でなかったけれども、メフォスの価格が妥当な金額と判断したことの理由もいれておかないと、見積額の差がどれくらいだったかはこれでは分かりませんが、一番安いところでないことは事実ですね。

学事課長

今回の場合は、プロポーザルということで、見積額だけでは決めないということとしております。保護者が一番懸念していることは、衛生管理あるいは学校行事に対する協力、子どもたちとのかかわりこんなところを重要視してもらいたいというご意見が多くありましたので、配点といたしましては200点中40点を見積額に入れました。

そして、この見積額につきましては、今お話がありましたようにC社は2年間で2,698万5,000円でした。メフォス社が3,268万6,500円、B社が3,280万、D社が2,974万8,600円という結果です。ですから、600万円近い差がメフォス社とC社の間にございますけれども、結局、他のところでメフォス社が高く評価されたということです。

この辺りが妥当かということにつきましてはなかなか難しいところがありますけれども、委員さんのほうではこのように評価しております。

溝渕委員

見積額にそれほどウェートを置かないということだけでも、評価点は40が一番多いですね。その要素にあんまり重きを置かないであれば、最高の持ち点を与えることはないのだと思うのですけど。重視するから40という配分をされたと思われるのですけれどもいかがですか。

学事課長

今回、厳しい財政状況ということもありますので、それを鑑みましてこの40点を配点したんですけれども、他の市のもも参考にしながら、他の市ではもっと高いところもあったのですけれども、うちのほうは少し低くしたような計画で、200点分の40が多いのか少ないのかそこら辺の判断が難しいところだと思いますが、今回につきましては、他の市より低くして20パーセントの配点をしたところがございます。

溝渕委員

それで一番安いところに皆さん点数を入れているのですよね。それでも3番目に安いところを。その辺の妥当性というか、そこを一言入れておかないといけなくはないのでしょうか。

教育長

それが選定の理由にあるところではないかと思えますね。

学事課長

結局募集の段階で、応募できる条件といたしまして、学校給食の経験が2年以上有るということを条件としていまして、なおかつそれを現在もやっていることが条件となっていました。どの業者さんにも受託事業に参加する十分な資格があったものと思います。その中で、とりわけ高く評価されたのがメフォスで、先ほど言った3点が600万円の価格差を逆転したことになるかと思えます。

舩田教育次長

教育次長の舩田です。

個別に見ますと確かに10点から始まってずっと配点が記載されていますけれども、200点の中のウェートを考えていただきますと、160点足す40点ということですので、見積額も確かに大事だけれども、全体に占める他の子どもたちの安全、保護者の安心という部分が、初めてということもあり重要視されています。全体の中の配点という中で、一定160と40という、見積額も大事だけれどもという部分で、このことも審査委員に説明しましてご了解をいただき決めたところでございます。

松原委員

見積額が40点ということは、40点だけ見積額を重要視しているということですね、はっきりこの点では。

だけど、メフォスがいろいろなもののトータルでは、点数が高かったということですね。決して見積額を軽視した訳じゃないですね、40点で一番高いんだから。そういう整理の仕方じゃないかと思う

のですけれど。

西山委員

見積りそのものは、金額で動かないものであるわけですね。それで、見積額の中の評価がどうだということを言及すればいいんですが、1番から9番までの各項目のものを総合的に評価したということで説明はつくと思います。

したがって、この見積金額がどうだということで、1番と2番と比べてどこがどう違うのだということに関して、あまりその論点を持っていかないほうが適切じゃなかろうかと思われま。

先ほどからのお話にあるように、見積額は評価したのだけでも、他のいろいろなものを総合的に判断したということは、1番から8番の条件が織り込まれていることだと思われま。見積金額だけをとって、その違いを出せという質問に対しては、1番から8番の内容でもって説明をして、ご了解を得るのが妥当じゃないかと思われま。

舩田教育次長

ありがとうございました。参考にして説明させていただきます。

澤田委員長

他にございませんか。

よろしいでしょうか。

それではどうも、ありがとうございました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時45分